

# 国民年金保険料 後納制度が始まります

これまで、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができませんでしたが、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年以内の納め忘れた保険料を納めることができる、後納制度が始まります。

## 後納制度のメリット

- 2年以上前の保険料を納めることにより、
- ①将来受け取る年金額が増額！
- ②不足していた期間を納めることで、年金の受給資格が得られる可能性があります！

※後納制度は事前申し込みが必要です。

詳しくは、

国民年金保険料専用ダイヤル

☎ 0570-011-050 または  
米子年金事務所

☎ 0859-34-6111

へお問い合わせください。

# 野外焼却は禁止されています

廃棄物の野外焼却（野焼き）は次に掲げる場合を除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により禁止されています。

## 【違反した場合の罰金】

5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金

### （焼却禁止の例外）

1 国の定めた基準に従つた廃棄物の焼却  
(例：処理基準を満たしている焼却施設での焼却)

2 他法令又はこれに基づく处分により行う場合 (例：家畜伝染予防法に基づいた家畜の死体の焼却)

3 公益上もしくは社会の習慣上やむを得ないもの又は周辺の地域の生活環境に与える影響が軽微であるものとして次に掲げる焼却

・国、地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却

・震災、風水害、火災、凍霜等の災害の予防、応急対策、復旧のための必要な焼却

(例：災害時における木くず等の焼却)  
・風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却

(例：正月行事の「どんど焼き」)

◆問い合わせ先 住民生活課  
FAX 0859-54-5210

軽微な焼却でもプラスチックやビニールを焼却するとダイオキシンの発生や環境汚染の原因になるので、家庭から出たゴミは、分別して町の収集日に出すほか、再利用に努めましょう。

